

電子契約の導入について

みよし市では、契約締結における受注者の負担軽減のほか、契約事務の効率化及びペーパーレス化を図るため、令和6(2024)年12月15日以降に公告等を行う契約案件から、電子契約を導入します。

1 電子契約とは

電子契約とは、電子契約システム（電子契約サービスを提供するクラウド型のシステム）にアップロードされた契約書（契約内容を記録したPDFデータ）に、受発注者双方の合意に基づく電子署名を付与することにより締結する契約です。



- (1) インターネット環境とメールアドレスがあれば利用可能です。
(事業者側の費用負担はありません。)
- (2) 契約書の電子データを契約システム内に保管でき、契約時期や契約金額等で管理・検索できます。
(原本データのダウンロードや印刷は可能です。)

2 電子契約の対象案件

令和6(2024)年12月15日以降に発注（公告、指名通知、見積通知）する全ての契約担当課契約案件

（一定の金額を超える工事請負契約、業務委託契約、物品購入契約、賃貸借契約）

※電子契約導入後においても、受注者が電子契約を希望しない場合は、従来どおり書面で契約締結を行います。また、変更契約の場合は、当初契約の方式（電子・書面）によることとします。

※電子契約を希望された場合であっても、システム上の制約その他の事情により書面での契約書の作成を求める場合があります。

3 電子契約のメリット

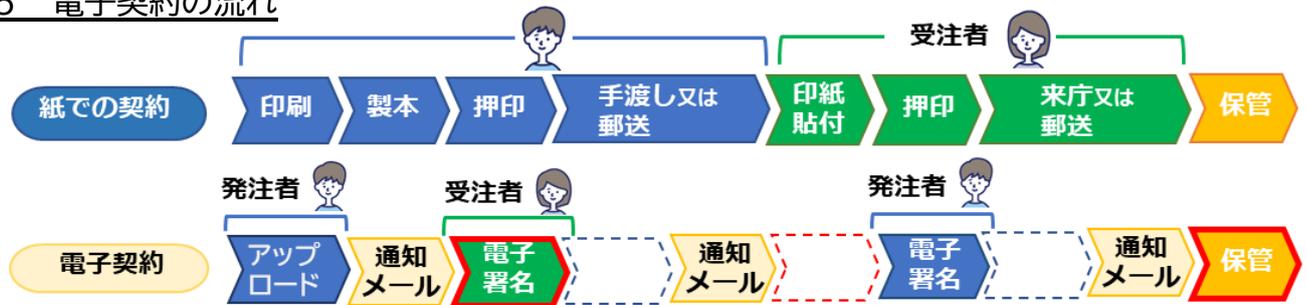
- (1) 契約書の印刷、製本、郵送、押印等に要する労力や時間が削減できます。
- (2) 契約書に添付する収入印紙が不要となります。
- (3) 契約書の作成に必要な紙、印刷、郵送等の費用が削減できます。
- (4) 契約書の紙での保管が不要になり、紛失のリスクが激減します。

4 電子契約の利用準備

電子契約を希望される場合は、入札(見積)時に「**電子契約利用申出書**」を案件ごとに提出してください。

契約区分	提出方法
電子入札案件 (あいち電子調達 共同システム)	一般競争入札 入札時に「電子契約利用申出書」を添付してください。 CALS/EC 工事費内訳書と同一ファイル別シートに様式が添付されています。
	指名競争入札 随意契約 入札(見積)時に「電子契約利用申出書」を添付してください。 ※書面での契約を希望する場合も、入札(見積)時にファイルの添付が必要となりますので、未記入の申出書をそのまま添付してください。 CALS/EC 入札(見積)書提出時に「内訳書追加」を押下し、「電子契約利用申出書」を添付 物品等 入札(見積)書提出時に「添付資料追加」を押下し、「電子契約利用申出書」を添付
紙入札案件	入札(見積)書提出時に「電子契約利用申出書」を同封してください。
変更契約（当初契約方式 (電子・書面)を変更する場合のみ)	変更協議時に「契約方式変更申出書」を担当課宛てに提出してください。

5 電子契約の流れ



(1) 電子契約システムから「電子契約書への署名依頼メール」が届きますので、電子契約書電子契約書の内容を確認し、**契約締結日（落札決定日の7日後（4月1日契約を除く。））**までに電子署名を行ってください。

（電子契約システムからのメールは「noreply@gmosigh.com」から届きますので、左記のドメインを受信可能にしてください。）

(2) みよし市が電子契約書の内容を確認し、電子署名を行うと電子契約システムから「電子書面完了のお知らせ」が受注者あてメールで配信されます。

(3) (2)に添付された電子契約書を必要に応じてダウンロードしてください。

【主な操作手順】



問い合わせ先

【電子契約システムの操作、不具合等に関すること】

電子印鑑 GMO サイン運営事務局

- ・電話番号 03-6415-7444（ヘルプデスク） 受付時間 10:00-18:00（土日及び祝日除く）
- ・メールアドレス support@cs.gmosign.com
- ・お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

【みよし市の契約制度に関すること】

みよし市総務部総務課（契約検査担当）

- ・電話番号 0561-32-8006 受付時間 9:00-17:00（土日及び祝日除く）
- ・電子メール：keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp